

先端設備等導入計画に基づき取得した償却資産等の特例について

(令和 5 年 3 月 31 日取得分まで)

伊予市の認定を受けた「先端設備等導入計画（以下、導入計画）」により新規取得した下記要件を満たす機械装置等については、固定資産税の課税標準の特例を受けることができます。

なお、導入計画の認定を受けた資産が全て課税標準の特例の対象となるわけではありません。

1 対象者

伊予市の導入計画の認定を受けた中小事業者等

- ・資本金又は出資金が 1 億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時雇用する従業員が 1,000 人以下
- ・常時雇用する従業員数が 1,000 人以下の個人

※導入計画の認定を受けられる「中小事業者」とは、規模要件等が異なりますのでご注意ください。

2 対象設備等

- ・生産性の向上に資する指標が旧モデルと比較して年平均 1 % 以上向上する次に掲げる設備（中古資産を除く）
- ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること

設備等の種類	取得価格	販売開始時期
機械装置	160 万円以上	10 年以内
工具（測定工具及び検査工具）	30 万円以上	5 年以内
器具備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	60 万円以上	14 年以内
構築物	120 万円以上	14 年以内
事業用家屋（注）	120 万円以上	—

(注) 事業用家屋は取得金額の合計が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。

3 特例の適用期間・内容

導入計画に基づき取得した新規設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準が最初の 3 年間ゼロになります。

4 設備の取得時期

- ・「生産性向上特別措置」の施行日（平成 30 年 6 月 6 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの期間
- ・先端設備等については、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。
- ・事業用家屋と構築物の取得は令和 2 年 4 月 30 日から令和 5 年 3 月 31 日です。

5 添付（必要）書類

- (1) 償却資産特例適用届出書
- (2) 工業会等による証明書の写し
- (3) 先端設備等導入計画に係る計画の写し
- (4) 先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- (5) リース契約の場合は、リース契約見積書の写しと、(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

6 その他

特例の適用を受けられる場合は、提出される償却資産申告書の「課税標準の特例」欄に「有」とマークし、「備考」欄に特例名を記載してください。

なお、既に特例の適用を受けている資産については、添付書類の提出は不要です。